

エコマーク商品類型 No.501

「小売店舗 Version1.1」

認定基準書

—適用範囲—

大規模小売店舗

制 定 日        2011年11月15日  
改 定 日        2016年1月1日  
有 効 期 限     2023年11月30日

(公財) 日本環境協会

エコマーク事務局

## エコマーク商品類型 No.501「小売店舗 Version1.1」認定基準書

(公財) 日本環境協会  
エコマーク事務局

## 1. 認定基準制定の目的

卸売・小売業は社会生活の中で広く普及しており、特に小売業を営む小売店舗は一般消費者の生活に密着している。日本の小売店舗は、その業態と規模が千差万別であり、そのためサービスを提供するための施設等のハード面、サービス提供方法などのソフト面も多様であることから、店舗側として取り組む環境負荷低減の方策においても様々なアプローチが可能である。

こうした多様な側面を、小売店舗における環境活動の評価を通して消費者へ伝えていくことで、消費者の環境保全に対する普及・啓発になることや店舗に対するイメージが向上することで来店頻度も増し、ひいてはその店舗の支持・応援につながるという好循環が期待される。

特に規模の大きい小売店舗については、幅広い製品の品揃えや多くのサービスを提供していることから、店舗を認定することでグリーン市場の普及ステーションとなる基盤形成を図ることができると考えられる。

本商品類型は、店舗における環境負荷低減の実践から店舗が行う消費者に向けての環境に関する普及・啓発活動までを評価することにより、消費者の環境に配慮した買物行動を支援し、環境活動の実践の場としての模範モデルを社会に示すことを目的としている。

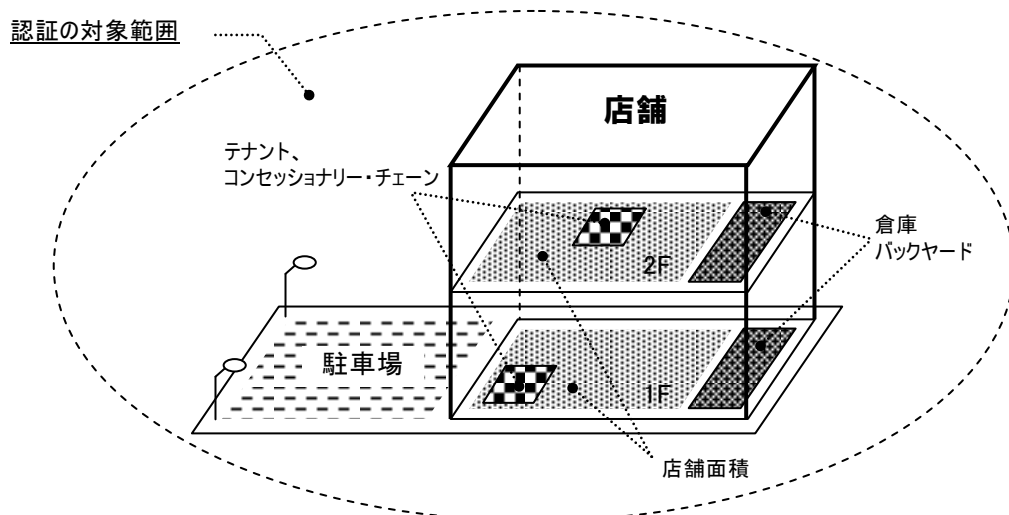
なお、店舗の規模によって求められる環境負荷低減方策等の内容・レベルも異なることから、それぞれの規模に応じた基準内容・認証方法が必要となる。そこで本商品類型では、小売店舗のうち、環境負荷や社会影響が大きいと考えられる大規模小売店舗から主に食料品を扱っている小売店舗を想定して、取り扱うこととした。

## 2. 適用範囲

大規模小売店舗立地法に基づく「大規模小売店舗」(店舗面積 1,000m<sup>2</sup> 超の店舗)を適用範囲とする(店舗面積の算出は、大規模小売店舗立地法に基づく)。ただし、本商品類型の基準項目を全て満足する場合は、店舗面積 1,000m<sup>2</sup> 以下の小売店舗の申請を可とする。

なお、申込店舗において管轄外となるテナント、コンセッションナリー・チェーン等が含まれる場合においては、管轄外となるテナント、コンセッションナリー・チェーン等の面積が店舗面積の 50%を超えないこと。(ショッピングモール、商店街は扱わない。)

認証の対象範囲は、1) 売場、2) ショーウインド、3) ショールーム等、4) サービス施設(駐車場も含む)、5) 物品の加工処理場(バックヤードなど)の全てとする。



### 3. 用語の定義

小売店舗	「小売店舗」とは、経済産業省「日本産業標準分類『J. 卸売・小売業』」の「小売業」を営む店舗のことをいう。
店舗面積	小売業を行うための店舗に供される床面積をいう。「店舗面積」に含まれる部分とは、1) 売場、2) ショーウインド、3) ショールーム等、4) サービス施設、5) 物品の加工処理場のうち、顧客から引受（引渡を含む）の用に直接供する部分を言う。
グリーン購入	購入の必要性を十分考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。
レジ袋辞退率	来客者数（買上した客）のうち、レジ袋を持ち帰らなかった客数の割合（％）。
環境マネジメントシステム	環境方針を作成し、実施し、達成し、見直しかつ維持するための、組織体制、計画活動、責任、慣行、手順、プロセスを含むマネジメントシステム。
環境管理責任者	店舗において、環境への取組及び環境経営システムを構築、運用、維持する責任を負うとともに、必要な権限を有する者。
環境方針	行動のため並びに環境目的及び目標設定のための枠組みを提供する全体的な環境パフォーマンスに関連する意図及び原則についての組織による声明。
環境目標	環境目的を達成するために、目的に合わせて設定される詳細なパフォーマンス要求事項で、組織またはその一部に適用されるもの。
リターナブル容器・包装資材	再使用可能であって、製品または製品の内容を、構築されたシステムに乗って、その機能を保ったまま往復または循環するための容器・包装資材。
商品ロス率（廃棄ロス率）	店舗で販売される商品における廃棄される商品の割合（％）。

## 4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書及び説明資料等を提出すること。  
 なお、基準項目の(19)、(20)及び(22)の3)は、食品を取り扱っている店舗のみに適用する。

表. 基準項目の一覧

<b>A. 店舗に関わる人・企業・他の環境活動の支援・誘導</b>			
<b>4-1. 消費者と一体となった環境活動</b> ～環境に配慮した買い物ができるお店～	4-1-1. 環境配慮商品の販売と購入の促進	(1) 環境配慮商品の販売と購入の促進	
	4-1-2. 消費者と取り組む容器・包装の使用削減や資源の有効活用	容器・包装の使用削減	(2) 容器・包装材の使用削減の呼びかけ(協力へのPR) (3) レジ袋の使用削減 (4) 容器・包装材に関する省資源化や使用削減 (5) 容器・包装材の使用削減量の公表
		資源回収とリサイクル	(6) 資源回収の呼びかけ(協力へのPR) (7) 資源回収ステーションとしての役割 (8) 回収量および回収物のリサイクル方法についての公表
	4-1-3. 消費者参加の環境啓発活動の実施	(9) 消費者に向けた環境に関する普及啓発活動の実施	
<b>4-2. 地域や事業者との連携による環境活動</b>	4-2-1. 地域への貢献活動	(10) 地域や自治体との連携による環境活動の実施	
	4-2-2. メーカー、物流関係者、他との連携	(11) メーカー・生産者や物流関係者などとの連携による環境活動の実施	
<b>B. 店舗のオペレーションによる環境負荷の低減</b>			
<b>4-3. 環境に配慮した店舗の運営・管理</b>	4-3-1. 環境に配慮した店舗の運営・管理体制	(12) 環境に配慮した店舗の運営・管理体制 (13) 環境法規の順守 (14) 環境報告書などの公表	
	4-3-2. グリーン購入の推進	(15) 店舗備品のグリーン購入の実施	
<b>4-4. 物流の効率化</b>	4-4-1. 輸・配送の効率化	(16) リターナブル容器・包装材(通い箱など)利用 (17) 輸・配送システムの効率化	
		4-5-1. 店舗から発生する廃棄物の削減	(18) 廃棄物の発生量削減とリサイクルの実施
<b>4-5. 廃棄物の削減</b>	4-5-2. 店舗から発生する食品廃棄物の削減 [食品を扱っている場合のみ適用]	(19) 販売飲食料品における商品ロス削減 (20) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づく食品廃棄物のリサイクル	
	<b>4-6. 省エネルギー化の推進</b> [使用していない設備に関する項目は、適用しない]	(21) 店舗における省エネルギー化効果の把握	
		(22) 各設備における省エネルギー化の実施とその方法 1) 照明設備 2) 空調設備 3) 冷凍・冷蔵設備 4) その他設備[1)～3)以外]にけるエネルギー使用量などの削減・他	

## A. 店舗に関わる人・企業・他の環境活動の支援・誘導に関する認定の基準と証明方法

## 4-1. 消費者と一体となった環境活動 ～環境に配慮した買い物ができるお店～

## 4-1-1. 環境配慮商品の販売と購入の促進

## (1) 環境配慮商品の販売と購入の促進

- 1) 主要な販売品目において、エコマーク認定商品などの環境配慮商品<sup>\*</sup>を積極的に販売していること。

<sup>\*</sup>「環境配慮商品」について

環境主張が行われている商品であり、当該主張は適切で明確な根拠に基づいたものであること。なお、環境主張には以下の観点のいずれかが考慮されていること。

- ・省資源化（省エネ）などによる CO<sub>2</sub> 排出量削減
- ・有害物質の含有・排出
- ・生態系への影響

環境配慮商品の選定（仕入れ）基準が、公開されていること。公開とは、インターネット、店頭・店内での掲示、印刷物などに選定（仕入れ）基準が掲載され、購買者が確認できるものであること。

## 【証明方法】

申込店舗が本基準項目に適合することを付属証明書に記載すること。

また、以下についての説明資料を提出すること。

- \* 環境配慮商品の選定基準と公開方法
- \* 取り扱っている環境配慮商品のリスト（内容・写真・他）
- \* 環境配慮商品に関する販売の実績（金額または点数）

- 2) 環境配慮商品の購入に対して、店内において、消費者を誘導する手段（陳列方法の工夫、ポスター、店内放送など）があること。

## 【証明方法】

申込店舗が本基準項目に適合すること、および誘導手段を付属証明書に記載すること。

- 3) 環境配慮商品について、本体への表示もしくは、商品近傍の POP 等により、商品の環境配慮の内容が消費者へわかりやすく伝わるよう工夫されていること。

## 【証明方法】

申込店舗が本基準項目に適合すること、および工夫の内容を付属証明書に記載すること。

## 4-1-2. 消費者と取り組む容器・包装の使用削減や資源の有効活用

[容器・包装などの使用削減]

## (2) 容器・包装材の使用削減の呼びかけ（協力への PR）

消費者に向けて、包装材使用の削減に関する協力の PR（ポスター、店内放送など）

を行っていること。

**【証明方法】**

申込店舗が本基準項目に適合すること、および PR 方法を付属証明書に記載すること。

(3) レジ袋の使用削減

食料品売場においてレジ袋を提供している場合、消費者がレジ袋使用削減のために協力できるような方策を実施しており、削減の実績及び辞退率を算出していること。  
辞退率の年間平均値が 30%以上であること。

**【証明方法】**

申込店舗が本基準項目に適合すること、およびレジ袋削減方法の内容と、辞退率 (%) を付属証明書に記載すること。報告対象期間は直近 1 年以上を原則とし、辞退率は月ごとの集計結果などから年間の平均値を算出するが、1 年に満たない場合は年間の辞退率を推計できる程度の実績期間を有していること。

\* 月間の辞退率 (%) 算出方法

① [辞退によってポイントカードに加算されるポイントの月間総数] ÷ [レジ通過客数] × 100

② [1 ヶ月に回収されたスタンプカードの総押印数] ÷ [レジ通過客数] × 100

なお、①②以外の方法で算出する場合は、算出方法を説明すること。

(4) 容器・包装材に関する省資源化や使用削減

以下のような容器・包装材の省資源化や使用削減につながる方法を 1 つ以上実施していること。(ここでいう包装材は、店舗の用度品に限り、食料品売場で提供されるレジ袋を除く。)

- ・再生材料、植物由来プラスチックやバイオマス材料などの環境負荷低減効果が認められた資材を利用した包装材の使用
- ・容器包装の薄肉化や軽量化
- ・通常はパック販売される商品において、量り売り・ばら売りを行う
- ・食料品売場以外におけるレジ袋、手提げ袋の使用削減の方策
- ・上記以外の方法

**【証明方法】**

申込店舗が本基準項目に適合すること、および実施している方法を付属証明書に記載すること。

(5) 容器・包装材の使用削減量の公表

上記(3)(4)について、実施した削減方法とともに実績(削減量)が店頭または店舗内で公表されていること。

**【証明方法】**

申込店舗が本基準項目に適合すること、および公表方法を付属証明書に記載すること。

公表方法が配布物やウェブサイトなどによる場合は、該当する資料を提出すること。

#### [資源回収とリサイクル]

##### (6) 資源回収の呼びかけ（協力への PR）

廃棄物の有効利用促進のために、店頭・店内において、消費者に向けた資源回収に関する協力の PR（ポスター、店内放送など）を行っていること。

##### 【証明方法】

申込店舗が本基準項目に適合すること、および PR 方法を付属証明書に記載すること。

##### (7) 資源回収ステーションとしての役割

店頭や店内において、高度なりサイクルを目的とした下記の容器包装や資源などの回収コーナーを設け、消費者に回収リサイクルへの協力を呼び掛けていること。（回収品目は①②を合せて複数以上。店舗が立地する地域の住民による回収リサイクルに係る取組みを踏まえ、市町村などの自治体と調整のうえ回収を実施すること）

なお、回収している容器包装や資源ごとに、回収量を把握し、回収物のリサイクル方法を示すことができること。

##### ① 容器包装リサイクル法で分別収集の対象となる容器包装

- ・ ガラス製容器
- ・ PET ボトル
- ・ 紙製容器包装
- ・ プラスチック製容器包装・発泡スチロールトレイ
- ・ スチール缶・アルミ缶
- ・ 紙パック・段ボール

##### ② 容器包装以外の資源など

- ・ 電池（ボタン電池、二次電池、他）
- ・ インクカートリッジ
- ・ 廃食用油
- ・ 上記以外の資源

##### 【証明方法】

申込店舗が本基準項目に適合すること、および回収品目を付属証明書に記載すること。また、回収している容器包装や資源の種類ごとに、回収方法、回収実績（回収量）、回収後のリサイクル方法などについての説明資料を提出すること。報告対象期間は原則として直近 1 年以上とするが、1 年に満たない場合は年間の回収量を推計できる程度の実績期間を有していること。

##### (8) 回収量および回収物のリサイクル方法についての公表

上記(7)について、消費者に対し、回収した容器包装や資源と回収量および回収後のリサイクル方法などについて、店頭または店舗内で情報提供していること。

##### 【証明方法】

申込店舗が本基準項目に適合すること、および情報提供方法を付属証明書に記載すること。情報提供が配布物やウェブサイトなどによる場合は、該当する資料を提出すること。

#### 4-1-3. 消費者参加の環境啓発活動の実施

##### (9) 消費者に向けた環境に関する普及啓発活動の実施

消費者参加による以下のような環境に関する取組みや啓発活動を 1 つ以上実施していること（学習会などのイベントは可能な限り参加者人数を把握していること）。[定期的・計画的に実施]

- ・店舗での環境活動を紹介した見学会
- ・環境学習会・イベントの実施
- ・環境活動に関する意見要望への対応
- ・上記以外の活動

##### 【証明方法】

申込店舗が本基準項目に適合すること、および活動の内容を付属証明書に記載すること。学習会などのイベントについては、実施頻度・参加者人数・実施内容などの報告資料を提出すること。

#### 4-2. 地域や事業者との連携による環境活動

##### 4-2-1. 地域への貢献活動

##### (10) 地域や自治体との連携による環境活動の実施

地域や自治体とともに、以下のような環境に関する取組みや活動・イベントを 1 つ以上実施していること。[定期的・計画的に実施]

- ・地域の環境団体や学校との協働事業
- ・地域自治体の環境政策に対する協力
- ・地産地消の導入
- ・店舗敷地外（例：自然公園、海岸、河川敷など）での環境美化活動
- ・上記以外の活動

##### 【証明方法】

申込店舗が本基準項目に適合すること、および活動の内容を付属証明書に記載すること。

##### 4-2-2. メーカー、物流関係者、他との連携

##### (11) メーカー・生産者や物流関係者などとの連携による環境活動の実施

店舗で販売される商品に関わるメーカー・生産者、店舗に関わる物流関係者、公共交通機関などと連携して、以下のような取組みや活動を 1 つ以上実施していること。

- ・環境配慮商品の共同開発
- ・消費者からの環境に関する要望や情報の共有



- ・食品廃棄物処理設備等の共同設置
- ・バスなどの店舗前停車（運行ルート変更）によるマイカー利用から公共交通機関への移行促進
- ・アイドリングストップの推進
- ・リサイクル事業者などとの工場見学プログラムの実施
- ・上記以外の活動

**【証明方法】**

申込店舗が本基準項目に適合すること、および活動の内容を付属証明書に記載すること。

**B. 店舗のオペレーションによる環境負荷の低減に関する認定の基準と証明方法**

**4-3. 環境に配慮した店舗の運営・管理**

**4-3-1. 環境に配慮した店舗の運営・管理体制**

**(12) 環境に配慮した店舗の運営・管理体制の整備**

店舗は、環境に配慮した店舗の運営・管理を実施するために、以下の体制を整備していること。

- a. 環境方針を定めている。
- b. 環境目標および計画を設定し、その達成に向けて取り組んでいる。
- c. 環境方針、環境目標および計画を継続的に改善する仕組みや体制を整備している。
- d. 環境管理責任者を定めている。
- e. 上記 a.～d.について従業員教育や従業員への周知を行っている。教育や周知内容には、店舗（店頭や店内）または企業として取り組んでいる環境活動を説明できるような内容を含めること。

**【証明方法】**

申込店舗が本基準項目に適合することを付属証明書に記載すること。また、以下 a.～e.の資料を提出すること。

- a. 環境方針
- b. 環境目標および計画、ならびにその取り組み状況
- c. 環境方針、環境目標および計画を継続的に改善する仕組み（PDCA）の概略、および実施体制を説明する資料
- d. 環境管理責任者の責任内容と位置付け（組織図等）
- e. 従業員教育の内容を説明する資料

環境マネジメントシステム規格（ISO14001、エコアクション 21、あるいは地方自治体、NPO 等が策定したエコステージ、KES など）に則った環境マネジメントシステムを構築し、第三者認証を取得している場合は、当該第三者認証証の認証証書の写しを提出すること。

## (13)環境法規の順守

店舗が該当する環境法規を順守していること。また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善および再発防止策を講じ、以降は関連する環境法規等を適正に順守していること。

## 【証明方法】

申込店舗が本基準項目に適合することを付属証明書に記載すること。

店舗が該当する環境法規等を順守していることに関し、店舗を運営する事業代表者もしくは責任者が発行する証明書（環境法規の名称一覧の記載または添付）を提出すること。

また、過去 5 年間に受けた行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

a. 違反事実に関する行政機関などから指導文書（改善命令、注意なども含む）、およびそれらに対する回答書（原因、是正結果などを含む）の写し（一連のやりとりがわかるもの）

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料（記録文書の写し等）

1) 店舗が該当する環境法規等の一覧

2) 実施体制（組織図に役割等を記したもの）

3) 記録文書の保管について定めたもの

4) 再発防止策（今後の予防策）

5) 再発防止策に基づく実施状況（順守状況として立入検査等のチェック等）

## (14) 環境報告書などの公表

店舗における年間の環境活動の実績と次年度の目標を環境報告書などでとりまとめ、公表していること。

## 【証明方法】

申込店舗が本基準項目に適合すること、および公表方法を付属証明書に記載すること。

また、直近に公表した環境報告書などを提出すること。（報告書は、企業やグループ全体でとりまとめたものでもよい）

## 4-3-2. グリーン購入の推進

## (15) 店舗備品のグリーン購入の実施

店舗で購入または使用している以下のような事務用品、消耗品や役務の複数の品目について、グリーン購入に関する調達方針を定め、購入の実績があること。なお、調達方針には、エコマーク認定商品や「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」などを参考とすることが望ましい。

- ・ 衛生用品
- ・ 文具・事務用品
- ・ 事務機器
- ・ トナーカートリッジ等
- ・ 広告用材料
- ・ 制服
- ・ 上記以外の消耗品・備品、役務（清掃、印刷等）

**【証明方法】**

申込店舗が本基準項目に適合すること、および対象品目を付属証明書に記載すること。また、店舗で使用する事務用品・消耗品などの調達方針、購入の実績（購入品目と個数もしくは金額）の説明資料を提出すること。

#### 4-4. 物流の効率化

##### 4-4-1. 輸・配送の効率化

- (16) リターナブル容器・包装資材（通い箱など）の利用  
 店舗への納品において、リターナブル容器・包装資材（通い箱など）を使用した輸・配送システムを実施していること。

**【証明方法】**

申込店舗が本基準項目に適合することを付属証明書に記載すること。

- (17) 輸・配送の効率化

店舗への納品における輸・配送について、以下のような効率化を 1 つ以上実施していること。

- ・ 異なるメーカー間の商品を一括配送するシステムの構築
- ・ 企業全体、グループ会社などで一括配送するシステムの構築
- ・ ルートや納品時間帯の最適化
- ・ 車両台数の削減
- ・ アイドリングストップの推進
- ・ 上記以外の方法

**【証明方法】**

申込店舗が本基準項目に適合すること、および効率化の方法を付属証明書に記載すること。

#### 4-5. 廃棄物の削減

##### 4-5-1. 店舗から発生する廃棄物の削減

- (18) 廃棄物の発生量削減とリサイクルの実施

店舗の営業活動により発生した廃棄物（リサイクルされる分も含む）について、種類

と量を把握し、発生量の削減につとめていること。

また、廃棄物総量のうち、リサイクル率を算出していること。

ここでいうリサイクル率とは、廃棄物総量のうち、直接資源化量（中間処理施設を経ずに直接再生業者等に搬入される量）および中間処理後再生利用量（資源ごみ、粗大ごみ等処理した後、鉄、アルミ等を回収し資源化した量）の合計の割合(%)とする。中間処理後の再生利用量が不明などの場合には、廃棄物総量のうちの直接資源化量の割合のみの計算でもよいなお、廃棄物総量については、削減の目標値を定め、毎年改善されるよう、前年度実績との比較を行っていること。

**【証明方法】**

申込店舗が本基準項目に適合すること、および廃棄物総量におけるリサイクル率\*を付属証明書に記載すること。店舗の営業活動により発生した廃棄物に関する以下について説明資料を提出すること。

- ① 廃棄物の種類・量および分別方法・量の把握方法
- ② 廃棄物総量の削減目標と削減方法および前年度実績との比較結果
- ③ 廃棄物のリサイクル手段

廃棄物の量、リサイクル率の報告対象期間は原則として直近1年以上とするが、1年に満たない場合は年間のリサイクル率を推計できる程度の実績期間を有すること。

\* 廃棄物総量におけるリサイクル率 (%)

$$= (\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量}) \div (\text{廃棄物総量}) \times 100$$

**4-5-2. 店舗から発生する食品廃棄物の削減 [食品を扱っている場合のみ適用]**

**(19) 販売飲食料品における商品ロスの削減**

店舗で販売される飲食料品における商品ロス（廃棄ロス）について、原因および量を把握し、発生量の削減につとめていること。

また、その割合（商品ロス率(%)）を算出していること。

**【証明方法】**

申込店舗が本基準項目に適合すること、および商品ロスの削減手段と商品ロス率 (%) \*を付属証明書に記載すること。

商品ロス率の報告対象期間は原則として直近1年以上とするが、1年に満たない場合は年間のリサイクル率を推計できる程度の実績期間を有すること。

\* 商品ロス率 (%)

$$= [\text{廃棄された飲食料品 (金額)}] \div [\text{店舗で販売される飲食料品 (金額)}] \times 100$$

**(20) 「食品リサイクル法」に基づく食品廃棄物のリサイクル**

「食品リサイクル法」を順守し、店舗から発生する食品廃棄物等の再生利用等の実施率向上につとめていること。申込店舗における再生利用等実施率の実績が 55%以上であること。

**【証明方法】**

申込店舗が本基準項目に適合すること、および再生利用等実施率を付属証明書に記載すること。また、再生利用等実施率（前年度との比較も含む）の説明資料（農林水産省へ提出した報告書の写し（コピー）などでよい）を提出すること。前年度（1年間）の実績がない場合は、年間の再生利用等実施率を推計できる程度の実績期間を用いて、年間の再生利用等実施率を推計した数値とその内訳に関する資料を提出すること。

#### 4-6. 省エネルギー化の推進

##### (21) 店舗における省エネルギー効果の把握

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」）に基づき、店舗で使用する電気・ガス・水道などから、エネルギー使用量（年間）を把握していること。また、省エネ法に基づき算出（報告）した店舗でのエネルギー使用量（年間）の原油換算値（kL）と延べ床面積（m<sup>2</sup>）<sup>注1</sup>から算出した m<sup>2</sup>あたりの原油換算値（kL/m<sup>2</sup>）が、下表に示す基準値以下であること。

また、店舗でのエネルギー使用量（年間）について、削減の目標を定め、毎年改善されるよう、前年度実績との比較を行っていること。

店舗種別	m <sup>2</sup> あたりの年間エネルギー使用量 基準値（原油換算値）
食料品売場のある店舗 <sup>注2)</sup>	<b>0.15</b> [kL/m <sup>2</sup> ]
食料品売場の無い店舗	<b>0.10</b> [kL/m <sup>2</sup> ]

注1) 「延べ床面積（m<sup>2</sup>）」については、省エネ法での報告数値を使用すること

注2) ここでいう食料品売場とは、冷凍・冷蔵設備や調理設備を備え、生鮮食品の扱いや店内での食品加工などを行っており、食品リサイクル法が適用されるものをいう。レストランは含まない。

##### 【証明方法】

申込店舗が本基準項目に適合すること、および以下の数値を付属証明書に記載すること。（申込時の前年度の数値）

- ① 省エネ法に基づき算出された店舗のエネルギー使用量（年間）の原油換算値 [kL]
- ② 店舗の延べ床面積 [m<sup>2</sup>]
- ③ m<sup>2</sup>当たりの原油換算値 [kL/m<sup>2</sup>] および CO<sub>2</sub>排出量換算値 [kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>]

前年度（1年間）の実績がない場合は、年間のエネルギー使用量を推計できる程度の実績期間を用いて、年間のエネルギー使用量を推計した数値とその内訳に関する資料を提出すること。

また、エネルギー使用量の削減目標と削減方法および前年度実績との比較結果の説明資料を提出すること。

##### (22) 各設備における省エネルギー化の実施とその方法

###### 1) 照明設備

店舗の照明設備において、以下のようなエネルギー使用量削減の取組みを1つ以上実施していること。

- ・昼光利用設備あるいは自動調光システムの導入
- ・電灯のコントロール
- ・上記以外の方法

## 2) 空調設備

店舗の空調設備において、以下のようなエネルギー使用量削減の取組みを1つ以上実施していること。

- ・インバータ制御
- ・ゾーン別制御
- ・エアーコンディショナーの温度調節
- ・上記以外の方法

## 3) 冷凍・冷蔵設備 [食品を扱っている場合のみ適用]

店舗の冷凍・冷蔵設備において、以下のようなエネルギー使用量削減の取組みを1つ以上実施していること。

- ・インバータ制御
- ・機器のカバー・ドアの設置
- ・冷凍・冷蔵効率の良い設備の設置
- ・上記以外の方法

## 4) その他の設備 [1)~3)以外] におけるエネルギー使用量などの削減

店舗において、1)~3)以外の設備・機器におけるエネルギー使用量削減（間欠運転なども含む）の取組み、または照明・空調・冷凍・冷蔵設備も含む設備・機器などにおける地球温暖化の防止、公害の抑制、節水などの取組みを2つ以上実施していること。

<設備・機器 例>

- ・ガス調理機器
- ・給水・給湯設備
- ・自動販売機
- ・温水洗浄便座
- ・排水処理設備
- ・その他の設備・機器

<取組み 例>

- ・光害の抑制
- ・節水性能が高い便器の使用
- ・冷蔵・冷凍設備での ODP(オゾン層破壊係数)=0、GWP（地球温暖化係数）の低い冷媒ガス利用機器の使用
- ・フロン類冷媒使用時における漏洩防止、冷媒回収の徹底等の冷媒の適正管理の

#### 取組み

- ・ 太陽エネルギーの利用
- ・ 風力発電設備の利用
- ・ グリーン電力の購入
- ・ 断熱性の高い建材等の使用
- ・ その他の取組み

#### 【証明方法】

申込店舗が本基準項目に適合すること、および照明・空調・冷凍・冷蔵設備とそれ以外において実施しているエネルギー使用量削減の具体的な取組み内容、または設備・機器などにおける地球温暖化防止・公害の抑制、節水などの具体的な取組み内容を付属証明書に記載すること。

### 5. 申込区分、表示など

(1) 申込区分（申込単位）は、店舗ごととする。申込店舗のうち、管轄外となるテナント等がある場合は、申込みを行う店舗の管轄範囲および、管轄範囲外のテナント等の名称・面積を報告すること

(2) 原則として、店舗にエコマーク認定証を掲示すること。

(3) 原則として、店頭などにエコマークを表示すること。表示方法は「エコマーク使用の手引（Bタイプの表示）」に従うこと。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容（マーク表示見本）を提出すること。

以下①～②を含む認定情報をマーク近傍に記載すること。

①「エコマーク認定店舗」の文言。また、基準の概要を併せて記載してもよい。以下に基準概要の一例を示す。

- 環境に配慮した買い物ができるお店
- 地域や事業者との連携による環境活動
- 環境に配慮した店舗の運営・管理
- 物流の効率化
- 廃棄物の削減
- 省エネルギー化の推進

②認定店舗名の表示（認定店舗が明らかな場合は省略してもよい）

以下に例を示す。



エコマーク認定店舗  
〇〇××店



エコマーク認定店舗  
〇〇××店

- 環境に配慮した買い物ができるお店
- 地域や事業者との連携による環境活動
- 環境に配慮した店舗の運営・管理
- 物流の効率化
- 廃棄物の削減
- 省エネルギー化の推進

- (4) 4.「認定の基準と証明方法」に定める基準項目(3)、(4)、(7)、(9)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)における取組の内容、数値等については、エコマークホームページで適合の概要を公表する。
- (5) 4.「認定の基準と証明方法」に定める基準項目(3)、(7)、(18)、(19)、(20)、(21)における数値等については、認定期間中においても、1年経過ごとに前年分の数値等を報告すること。
- (6) 認定時に、店舗において認定基準への適合に関する現地確認を行う。また、認定後2年目以降のエコマーク認定期間中においては、必要に応じて現地確認を実施し、認定基準への適合状況を確認するものとする。

2011年11月15日 制定 (Version1.0)

2016年1月1日 改定 (Version1.1)

2017年3月27日 有効期限延長

2023年11月30日 有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。